

第57回

定時株主総会 招集ご通知

ジェコス株式会社

証券コード 9991

日時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時（午前9時開場予定）

場所

東京都文京区後楽一丁目3番61号
東京ドームホテル
地下1階 シンシア

開催場所が昨年と異なりますので、末尾掲載のご案内
図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

議決権行使期限（書面・インターネット）

2024年6月19日（水曜日）
午後5時30分まで

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金
贈呈ならびに役員退職慰労金制
度の廃止に伴う取締役および監
査役に対する退職慰労金打ち切
り支給の件
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式
報酬制度導入の件
第7号議案 役員賞与の支給の件



スマートフォンでらくらく！

招集通知の閲覧も、議決権行使も
QRコード®を1つ読み取れば、
どちらも簡単にを行うことができます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第57回定時株主総会を2024年6月20日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループの事業の現況と課題および株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

当社グループは「安心、安全な社会の建設に貢献し、働きがいの向上を追求する企業」へというビジョンの下、安全、そして地域社会や地球環境等へも十分な配慮をしながら、重仮設工事のトップランナーとして培ってきた技術、知見、スケールメリットを活かし、建設業界の幅広いニーズにお応えし続けています。

今後も、持続可能な社会の実現に向けて取り組むとともに、有する強みを更に伸ばし、世の中の役に立ち、社員全員が胸を張って語れる企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2024年6月3日
ジェコス株式会社
代表取締役社長 野房 喜幸

株 主 各 位

(証券コード 9991)
2024年6月3日
(電子提供措置の開始日 2024年5月24日)

東京都文京区後楽二丁目5番1号
ジェコス株式会社
代表取締役社長 野 房 喜 幸

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

[当社ウェブサイト] <https://www.gecoss.co.jp/investors/stock/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東京証券取引所ウェブサイト]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名（ジェコス）または証券コード（9991）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、下記のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。



【書面により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の日時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。



【電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合】

後記の「インターネット等による議決権行使」のご案内に従って、下記の日時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限 2024年6月19日（水曜日） 午後5時30分

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日）午前10時（午前9時開場予定）
2. 場 所 東京都文京区後楽一丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階 シンシア
※本年より会場が変更になっておりますので、ご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第57期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
第7号議案 役員賞与の支給の件
4. その他株主総会招集に関する決定事項
(1) 代理人により議決権を行使される場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。
(2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
(3) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(4) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、議決権を有する株主の方1名様に委任する場合には限られておりますので、ご了承ください。
 3. 書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。
 4. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および定款の定めにより、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・「連結計算書類」の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・「計算書類」の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 5. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席される場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時
（午前9時開場予定）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後5時30分行使分まで



次ページのご案内をご参照のうえ、行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年6月19日（水曜日）午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



パソコン等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2024年6月12日（水曜日）午後5時30分まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より目的事項に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆様の関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。

上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問への回答をお約束するものではなく、また、個別の回答もいたしかねますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重点課題として位置付けており、2021年度～2024年度を対象とする中期経営計画で配当性向を30%程度とすることを目標としております。

第57期の期末配当につきましては、この中期経営計画の目標も踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

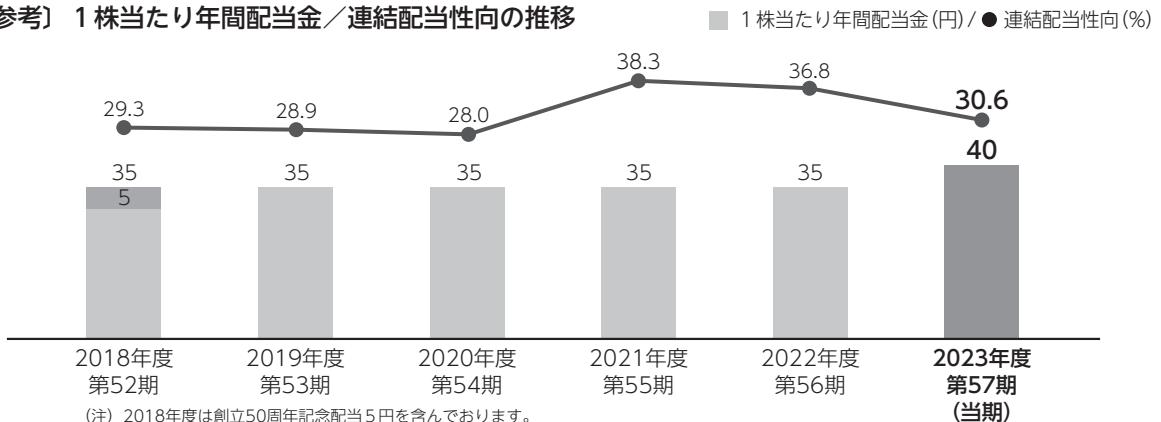
当社普通株式1株につき金23円 総額777,276,490円

なお、2023年12月に中間配当として1株につき金17円をお支払いしており、当期の年間を通じた剰余金の配当は1株につき金40円（配当性向30.6%）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月21日

【ご参考】 1株当たり年間配当金／連結配当性向の推移



第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名が任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。また、候補者の選定にあたっては当社の取締役会に必要なスキルバランスを考慮しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位、担当	取締役会 出席状況	取締役候補者の有する知識・経験・能力							
				企業 経営	業界の 知見	グロー バル	技術 ・ ICT	法務 ・ リスク マネジメント	財務 会計	営業	ESG ・ サステ ナビリティ
1	のぶさ よしゆき 野房 喜幸 (男性)	代表取締役 社長 CEO	17回/17回 (100%)	●	●	●		●	●	●	●
2	たむら きよかつ 田村 挙勝 (男性)	常務執行役員 東部事業本部の担当、兼東 部事業本部長	—	●	●		●				●
3	いしざわ たけし 石澤 毅 (男性)	取締役 常務執行役員 安全・防災・環境管理部の 統括、技術総括部、第1技術 部、第2技術部の担当	17回/17回 (100%)	●	●		●	●			●
4	さとう けんすけ 佐藤 健介 (男性)	—	—		●						●
5	あさの みきお 浅野 幹雄 (男性)	社外取締役	17回/17回 (100%)	●				●	●	●	●
6	むらた つねこ 村田 恒子 (女性)	—	—	●		●		●			●

(注) 上記一覧表は、各候補者が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	のぶさ よしゆき 野房 喜幸 (1963年3月22日生) (男性) 再任	1985年4月 川崎製鉄株式会社 入社 2009年4月 JFEスチール株式会社 営業総括部輸出総括室長 2011年4月 同社 経営企画部海外事業総括室長 2016年4月 同社 常務執行役員 2019年4月 同社 専務執行役員 2021年4月 当社 顧問 2021年6月 当社 代表取締役社長（現任） [執行役員の担当] CEO	7,800株
[取締役候補者とした理由] 野房喜幸氏は、JFEスチール株式会社の要職を経て当社の取締役役に就任し、取締役として十分な実績を有しており適任であることから、あらためて選任するものではありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	たむら きよかつ 田村 拳勝 (1967年5月31日生) (男性) 新任	1990年4月 当社 入社 2010年4月 当社 大阪営業本部第2 営業部長 2011年4月 当社 東京営業本部第2 営業部長 2013年4月 当社 東部第2 事業本部東京第3 部長 2014年4月 当社 西部事業本部大阪支店長 2017年4月 当社 工事本部東京工事部長 2020年4月 当社 執行役員 2023年4月 当社 常務執行役員（現任） [執行役員の担当] 東部事業本部の担当、兼東部事業本部長	1,822株
[取締役候補者とした理由] 田村拳勝氏は、当社の要職を経て常務執行役員を務め、豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。これらの点を踏まえ、当社の経営を担う取締役に適任であることから、選任するものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">いしざわ たけし 石澤 毅</p> <p>(1965年1月18日生) (男性) 再任</p>	<p>1989年4月 川崎製鉄株式会社 入社</p> <p>2008年4月 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所（千葉地区）設備部土木・建築室長</p> <p>2011年7月 同社 東日本製鉄所（千葉地区）商品技術 部建材加工室長</p> <p>2014年4月 同社 建材センター建材開発部土木技術室 長</p> <p>2016年4月 同社 建材センター建材開発部長</p> <p>2019年4月 同社 建材センター建材技術部長</p> <p>2020年4月 当社 執行役員</p> <p>2022年4月 当社 常務執行役員</p> <p>2022年6月 当社 取締役 常務執行役員（現任）</p> <p>[執行役員の担当] 安全・防災・環境管理部の統括、技術総括部、第1技術 部、第2技術部の担当</p>	1,200株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>石澤毅氏は、JFEスチール株式会社の要職を経て当社の取締役就任し、取締役として十分な実績を有しており適任であることから、あらためて選任するものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	さとう けんすけ 佐藤 健介 (1968年1月24日生) (男性) 新任 社外	1991年 4月 興銀リース株式会社 入社 2017年 4月 同社 経営企画部長 2019年 4月 同社 執行役員 経営企画部長 2020年 4月 みずほリース株式会社 執行役員 業務推進部長 2022年 4月 同社 執行役員 業務推進部長 兼 イノベーション共創部長 2023年 4月 同社 常務執行役員 営業本部副本部長 兼 業務推進部長 2024年 4月 同社 常務執行役員 営業本部副本部長 [重要な兼職の状況] みずほ東芝リース株式会社 取締役 (非常勤)	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>佐藤健介氏は、みずほリース株式会社において常務執行役員を務めており、経営企画部門や営業本部等での豊富な業務経験と、リース・金融業務全般に関する幅広い知識と高い見識を有しております。当社の経営の監督とコーポレート・ガバナンス充実への貢献を期待して、社外取締役として選任するものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">あさの みきお 浅野 幹雄 (1952年7月29日生) (男性) 再任 社外 独立</p>	<p>1975年 4月 豊田通商株式会社 入社 1998年 4月 同社 非鉄金属部長 2001年 10月 同社 リスクマネジメント部長 2003年 6月 同社 取締役 2007年 6月 同社 常務取締役 2009年 6月 同社 専務取締役 2011年 6月 同社 代表取締役副社長 2017年 6月 同社 顧問 2019年 6月 当社 社外取締役 (現任) 2020年 6月 日東工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 日東工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 浅野幹雄氏は、豊田通商株式会社において要職を経て代表取締役副社長を務め、企業経営に関する知識と豊富な見識を有し、当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。当社の経営の監督とコーポレート・ガバナンス充実への貢献を期待して、社外取締役としてあらためて選任するものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p style="text-align: center;">むらた つねこ 村田 恒子 (1958年9月27日生) (女性) 新任 社外 独立</p>	<p>1982年 4月 松下電器産業株式会社 入社 2003年 5月 同社 パナソニックシステムソリューションズ社 法務部長 2007年 4月 同社 理事 ホームアプライアンス社 法務・CSR部長 2008年 6月 松下設備ネットサービス株式会社 取締役 2010年 2月 文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習官 2013年 7月 パナソニック株式会社 リーガル本部 特命担当理事 2014年 1月 日本年金機構 理事 2016年 1月 同機構 監事 2018年 6月 株式会社日本政策金融公庫 社外監査役 株式会社アドバンテスト 社外取締役 (監査等委員) 2019年 6月 株式会社フジクラ 社外取締役 (監査等委員) 2021年 3月 株式会社ミルボン 社外取締役 (現任) 2021年 6月 株式会社カクヤスグループ 社外取締役 (現任) 2022年 6月 株式会社東京精密 社外取締役 (監査等委員) (現任) サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年 9月 公認不正検査士登録</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社ミルボン 社外取締役 株式会社カクヤスグループ 社外取締役 株式会社東京精密 社外取締役 (監査等委員) サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 村田恒子氏は、パナソニックグループにおける法務・CSR部門の責任者、ならびに日本年金機構における理事および監事としての経験、加えて上場企業での社外取締役を務めるなど企業経営に関する知識と豊富な見識を有しております。同氏は公正かつ客観的な立場から適切な意見を行うことにより、当社の経営の監督とコーポレート・ガバナンス充実への貢献を期待して、社外取締役として選任するものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 佐藤健介、浅野幹雄および村田恒子の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、取締役候補者 浅野幹雄および村田恒子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役候補者 浅野幹雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者 佐藤健介および村田恒子の両氏が選任された場合には、両氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、業務の遂行に伴う行為に起因して被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等を補填することとしております。本総会において各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となり、現在の保険期間終了時には同内容での更新を予定しております。
5. 取締役候補者 浅野幹雄氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 菊池きよみ氏は任期満了となることから、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center;">うえだ みほ 上田 美帆</p> <p>(1972年1月19日生)</p> <p>(女性)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1999年 4月 第一東京弁護士会登録</p> <p>2017年 4月 サンライズ法律事務所 (現任)</p> <p>2018年 6月 トレイダーズホールディングス株式会社 社外取締役</p> <p>当社 補欠監査役 (現任)</p> <p>2021年 6月 株式会社リーガルコーポレーション 社外取締役 (現任)</p> <p>2022年 12月 株式会社マリオン 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2023年 6月 株式会社熊谷組 社外監査役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>サンライズ法律事務所</p> <p>株式会社リーガルコーポレーション 社外取締役</p> <p>株式会社マリオン 社外取締役 (監査等委員)</p> <p>株式会社熊谷組 社外監査役</p>	0株
<p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>上田美帆氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。同氏は、その弁護士としての経験により培われた専門的見地により、公正かつ客観的な立場から適切な意見を期待できるため、当社の経営を監督しコーポレート・ガバナンスを強化する観点から、社外監査役として選任するものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 上田美帆氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 当社は、監査役候補者 上田美帆氏が選任された場合には、監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、役員等を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、業務の遂行に伴う行為に起因して被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等を補填することとしております。本総会において監査役候補者 上田美帆氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となり、現在の保険期間終了時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることといたします。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p>きたむら さとこ 北村 聡子 (1970年11月29日生) (女性) 社外独立</p>	<p>1999年 4月 第一東京弁護士会登録 田邊・市野澤法律事務所 2012年 8月 半蔵門総合法律事務所 (現任) 2019年 7月 株式会社さくらさくプラス 社外取締役 (現任) 2021年 5月 キャリアリンク株式会社 社外取締役 (現任) 2023年 7月 全国共済農業協同組合連合会 (JA共済連) 監事 (現任) [重要な兼職の状況] 半蔵門総合法律事務所 株式会社さくらさくプラス 社外取締役 キャリアリンク株式会社 社外取締役 全国共済農業協同組合連合会 (JA共済連) 監事</p>	<p>0株</p>
<p>[社外監査役補欠者の候補者とした理由] 北村聡子氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。同氏が監査役に就任された場合、その弁護士としての経験により培われた専門的見地により適切な意見をいただき、当社の経営を監督しコーポレート・ガバナンスの充実につながることから、補欠の社外監査役として選任するものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>		

- (注)
1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 北村聡子氏は、社外監査役の補欠者として選任するものであります。
 3. 北村聡子氏は、2024年6月19日開催の株式会社ヤクルト本社の第72回定時株主総会で、同社社外監査役に就任予定であります。
 4. 当社は、北村聡子氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
 5. 当社は、北村聡子氏が監査役に就任した場合には、監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 6. 当社は、役員等を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、業務の遂行に伴う行為に起因して被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等を補填することとしております。候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、現在の保険期間終了時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、取締役 岩本能成および彦坂良治の両氏は任期満了により退任されることから、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。その理由は、当社の業績および企業価値向上に尽力したためであります。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたく存じま

す。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
いわもと 岩本 よしなり 能成	2023年6月 当社 代表取締役 専務執行役員 2024年4月 当社 代表取締役 現在に至る
ひこさか 彦坂 りょうじ 良治	2022年6月 当社 取締役 執行役員 2024年4月 当社 取締役 常務執行役員 現在に至る

また、当社は、2024年4月25日の取締役会において、現行の役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役6名選任の件」の承認可決を条件として、取締役2名および監査役2名に対し、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈いたしたく存じます。その理由は、当社の業績および企業価値向上に尽力したためであります。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにそれぞれご一任願いたく存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
のぶさ 野房 よしゆき 喜幸	2021年6月 当社 代表取締役社長 現在に至る
いしざわ 石澤 たけし 毅	2022年6月 当社 取締役 常務執行役員 現在に至る
いざわ 井澤 のぶゆき 信之	2022年6月 当社 監査役(常勤) 現在に至る
のがみ 野神 みつひろ 光弘	2023年6月 当社 社外監査役(常勤) 現在に至る

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）および執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2012年6月28日開催の第45回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（月額15百万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時になります。

(2) 本制度の対象者

取締役および執行役員（社外取締役および監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2024年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、

特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2024年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、150,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2024年4月24日の終値1,112円を適用した場合、上記の必要資金は、約167百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとなります。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は150,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適

切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、50,000ポイント（うち取締役分として21,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数500個の発行済株式総数に係る議決権数337,473個（2024年3月31日現在）に対する割合は約0.15%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に役員株式給付規程に規定する事項が生じた場合は、取締役会の決議により、給付を受ける権利の全部または一部を取得できないこととします。また、給付を受けた取締役等であっても、役員株式給付規程に規定する事項が生じた場合、取締役会の決議により、受領した株式および金銭に相当する経済価値の金銭の全部または一部の返還請求を受けることがあります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比

率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

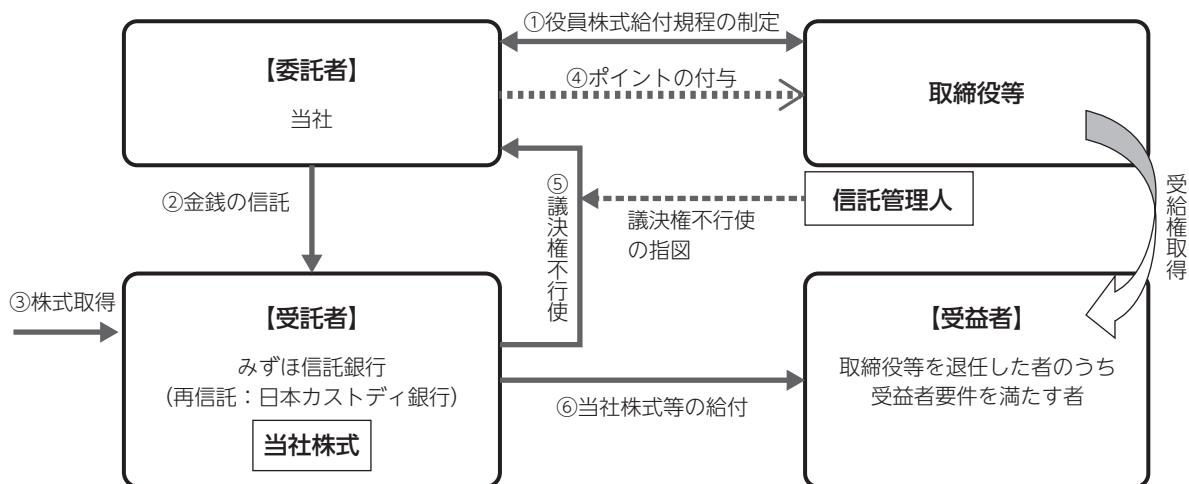
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考①：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

<ご参考②：取締役報酬決定方針>

当社は、2021年4月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針として「取締役報酬決定方針（事業報告「Ⅲ 会社役員に関する事項 4. 取締役および監査役の報酬等」に概要を記載）」を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

「取締役報酬決定方針」

- ・役員報酬は、株主総会、取締役会決議に基づき、企業価値の持続的な成長に向けたインセンティブとなるよう個々の取締役の役割等に応じた基本報酬と業績連動報酬（年次賞与および株式報酬）で構成する。
- ・基本報酬は、役位、職責、在任年数等に応じて決定し、月例の固定報酬として金銭で支給する。
- ・年次賞与は、対象年度の連結経常利益を業績指標として基本報酬に一定割合を乗じて算定するものとし、年1回金銭で支給する。
- ・株式報酬は、退任時に信託を通じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付する。
- ・社外取締役および監査役については、独立した客観的な立場から経営の監督、監査を行うという役割に鑑み、基本報酬のみを支給する。
- ・個々の取締役の報酬は、代表取締役社長 野房喜幸氏に2012年6月28日開催の株主総会で決議された限度額の範囲内で決定することを委任する。
- ・その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。
- ・これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためである。

第7号議案 役員賞与の支給の件

当期の業績を勘案し、当期末時点の取締役のうち社外取締役以外の4名に対し、役員賞与総額19,944,000円を支給することといたしたく存じます。

なお、取締役に対する賞与支給は、取締役会において決議している決定方針（事業報告「Ⅲ 会社役員に関する事項 4. 取締役および監査役の報酬等」に概要を記載）に沿うものであることから、相当なものであると考えております。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

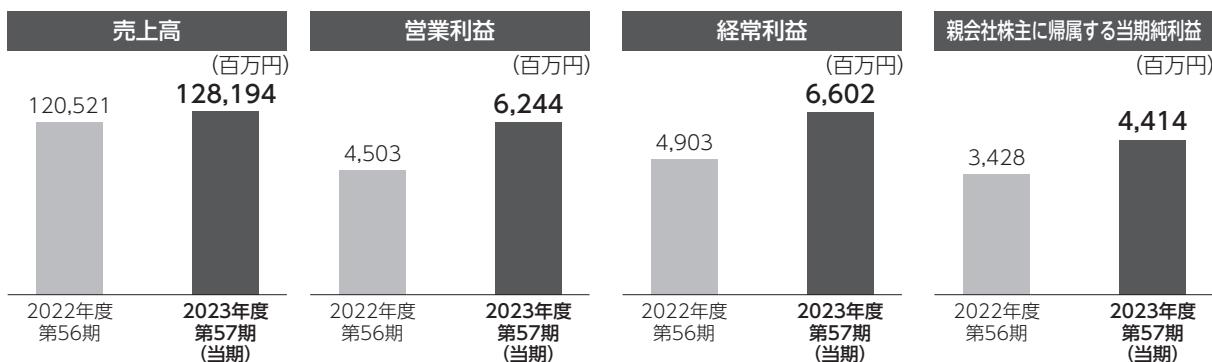
1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2023年度）におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み緩やかな回復基調が続いたものの、諸物価の高止まり、担い手不足、および中国経済減速の影響等、先行きへの懸念材料は払拭されていないものと見ております。

当社グループの属する建設業界におきましては、需要は公共投資や都市部での大型再開発案件を中心に堅調でしたが、資材、物流等のコスト高が続き、採算面では厳しい状況が続きました。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては、堅調な需要を背景に物件の着工が順調に進み、工事、加工を中心に売上高、利益とも増加しました。一方、諸物価高騰によるコスト上昇分の価格転嫁に対しては、経営の重点課題として取り組んでいるものの未だ途上と認識しております。

当連結会計年度の業績は、売上高は1,281億94百万円（前年度比6.4%増）、営業利益62億44百万円（前年度比38.7%増）、経常利益66億2百万円（前年度比34.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は44億14百万円（前年度比28.8%増）となりました。なお、特別損失として本社移転費用等1億95百万円を計上しております。



セグメント別の概況は以下のとおりであります。

(重仮設事業)

重仮設事業におきましては、堅調な需要を背景に物件の着工が順調に進み、工事、加工を中心に売上高、利益とも増加しました。諸物価高騰によるコストアップ分の価格転嫁には重点課題として取り組んでおりますが、未だ途上と認識しており、引き続き強化してまいります。また、周辺分野においても、仮設橋梁の自社品化（EGスパン[®]）による拡販、インフラメンテナンス事業におけるH形鋼橋梁GHB[®]の初架設実施、シンガポールの重仮設会社FUCHI Pte. Ltd.（以下、FUCHI社）の持分法適用関連会社化等、今後の成長に向けた取り組みを進めました。

以上の施策等により、売上高は1,158億91百万円（前年度比6.6%増）、経常利益は63億40百万円（前年度比30.9%増）となりました。

(建設機械事業)

建設機械事業におきましては、旧子会社5社の統合に伴う保有資産の見直しが進んで資産売却が増加したこと、新商品の品揃えを強化し拡販に注力したこと等により、売上高は147億47百万円（前年度比3.5%増）となり、経常利益はこれに加えて、前年同期にあった会計基準変更影響がなくなったこともあり、4億22百万円（前年度比105.4%増）となりました。

セグメント別売上の内容は、次のとおりであります。

セグメントの名称	2022年度 (第56期)		2023年度 (第57期)		前年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
重仮設事業	百万円 108,744	% 90.2	百万円 115,891	% 90.4	百万円 7,147	% 6.6
建設機械事業	14,254	11.8	14,747	11.5	494	3.5
調整額	△2,477	△2.1	△2,445	△1.9	33	—
合計	120,521	100.0	128,194	100.0	7,673	6.4

(注) 調整額は、セグメント間の内部売上高または振替高の消去額であります。

2. 対処すべき課題

次期（2024年度）の事業環境は、堅調な需要が続くものの、諸物価の高止まりに加え、いわゆる2024年問題による担い手不足とこれに伴うコストアップの影響が懸念されます。当社グループの取り組みとしては、重仮設事業ではコスト上昇分の転嫁による価格適正化を最重点課題として進めるとともに、採算性を重視した受注活動、子会社の(株)オトワコーエイの技術力を活かした受注の拡大にも注力いたします。周辺分野においては、仮設橋梁の全国での展開強化、H形鋼橋梁GHB®の拡販、シンガポールFUCHI社とのシナジー拡大等により、さらなる成長を図ります。ただし、これらの施策を実施するものの、売上高は流通販売の減、経常利益は人的資本への投資等による販管費の増加により、いずれも2023年度比減少となる見込みです。

建設機械事業では、BROKK®（無人施工ロボット）、ヘリオムープ®（内装業者向け天台）といった新商品の拡充等、賃貸用資産の品揃え見直しを進めるとともに、ジェコスおよびJFEグループとの連携、協業を強化することにより、利益は2023年度並みを見込んでおります。

以上により、次期の連結業績見通しにつきましては、売上高1,150億円、営業利益55億円、経常利益60億円、親会社株主に帰属する当期純利益は41億円を見込んでおります。

セグメント別業績見通しの内容は、次のとおりであります。

セグメントの名称	2023年度 (第57期) 実績	2024年度 (第58期) 予想	増減額	増減率
売上高	百万円	百万円	百万円	%
重仮設事業	115,891	103,000	△12,891	△11.1
建設機械事業	14,747	14,500	△247	△1.7
調整額	△2,445	△2,500	△55	—
合計	128,194	115,000	△13,194	△10.3
経常利益				
重仮設事業	6,340	5,800	△540	△8.5
建設機械事業	422	400	△22	△5.3
調整額	△160	△200	△40	—
合計	6,602	6,000	△602	△9.1

(注) セグメント売上高の調整額はセグメント間の内部売上高または振替高の消去額であり、セグメント利益の調整額は連結調整であります。

なお、当社グループは2024年度を最終年度とする中期経営計画の取り組みを進めてまいりました。しかし、計画策定時に想定していなかったコロナ禍の長期化、欧州情勢不安に起因する諸物価高騰等の事業環境変化に伴い、諸施策の進捗や価格転嫁が十分に進まなかったこと、建設機械事業の収益が悪化したこと等の影響を受け、2024年度の業績予想は中期経営計画最終年度の収益目標を下回る見通しとなります。

今年度に行う次期中期経営計画の策定にあたっては、既存事業を拡大ならびに強化していくとともに、重仮設事業の周辺分野を伸ばしていくことによって、外部環境変化に対応できる事業構造としていくことを目指していきます。

また、本年4月25日に当社はみずほリース株式会社と資本業務提携契約を締結しました。同社との提携を通じて、両社の強みおよび事業基盤等を有効活用し、当社の既存事業および成長分野の更なる拡大と企業価値の最大化を図ってまいります。

		中期経営計画 (2024年度目標)	2023年度 実績	2024年度 業績予想
収益目標	売上高	1,400億円	1,282億円	1,150億円
	経常利益	100億円	66億円	60億円
	ROS	7.0%	5.2%	5.2%
財務目標	ROE	10%程度	7.2%	6.4%
	自己資本比率	60%程度	58.8%	60%程度
	D/Eレシオ	実質無借金継続	4.1%	5%程度
配当性向		30%程度	30.6%	30.5%

3. 設備投資の状況

記載すべき重要事項はありません。

4. 資金調達の状況

記載すべき重要事項はありません。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度 (第54期)	2021年度 (第55期)	2022年度 (第56期)	2023年度 (第57期)
売上高 (百万円)	110,206	113,997	120,521	128,194
経常利益 (百万円)	6,500	5,238	4,903	6,602
親会社株主に帰属する 当期純利益金額 (百万円)	4,549	3,326	3,428	4,414
1株当たり当期純利益金額	124円97銭	91円38銭	95円05銭	130円61銭
純資産額 (百万円)	59,794	59,429	59,104	62,918
総資産額 (百万円)	102,847	107,748	108,980	107,044
1株当たり純資産額	1,642円82銭	1,632円75銭	1,748円77銭	1,861円66銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均発行済株式、1株当たり純資産は自己株式数を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しております。

6. 重要な親会社および子会社等の状況

(1) 親会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	主要な事業内容	当社に対する議決権比率
	百万円		%
JFEホールディングス株式会社	147,143	JFEグループ経営戦略立案・管理	59.5 (59.5)
JFEスチール株式会社	239,645	鉄鋼製品の製造・販売	47.7 (0.0)

- (注) 1. 当社に対する議決権比率における () 内は、間接保有による比率を内数で記載しております。
2. JFEスチール株式会社は、JFEホールディングス株式会社の完全子会社であります。
3. JFEホールディングス株式会社の当社に対する議決権比率は、JFEスチール株式会社を含む同社の子会社が有する当社株式の数に基づき算出しております。
4. 2024年5月10日付でJFEスチール株式会社が保有する当社株式6,757,459株およびJFEスチール株式会社の完全子会社であるJFEコムサービス株式会社が保有する当社株式2,541株について、みずほリース株式会社への譲渡が実行されました。これにより、当社はJFEホールディングス株式会社およびJFEスチール株式会社ならびにみずほリース株式会社それぞれの持分法適用関連会社となりました。

② 親会社との取引に関する事項

当社は、親会社とはH形鋼ほか鋼材に関して取引がありますが、親会社との取引に関しては、市場価格等を勘案して価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。

③ 親会社との重要な財務および事業方針等に関する契約等

当社は、親会社であるJFEスチール株式会社のグループリスク管理の観点から定められた手続きを実施しておりますが、取締役会で当社独自の意思決定を行っており、意思決定の正当性については問題なく、事業遂行体制も独自に構築しております。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
レンタルシステム株式会社	百万円 40	% 100.0	建設機械の賃貸
トラック・エンド・メンテナンス・サービス株式会社	20	100.0	運送業
ジェコス設計株式会社	30	100.0	設計およびコンサルティング
ジェコス工事株式会社	30	100.0	仮設工事の安全施工に関する技術的支援
株式会社オトワコーエイ	45	100.0	仮設工事、基礎杭工事、 地中障害撤去工事
GECOSS VIETNAM COMPANY LIMITED	万米ドル 140	96.4	建設仮設材の賃貸、販売 および設計受託

(3) 関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
協友リース株式会社	百万円 30	% 50.0	H形鋼桁材、鋼矢板等の賃貸
北日本建材リース株式会社	30	15.0	建設仮設材の賃貸、販売
FUCHI Pte. Ltd.	万SGD 400	30.0	重仮設業

- (注) 1. 北日本建材リース株式会社は持分法非適用の関連会社であります。
 2. 2023年6月1日付でFUCHI Pte. Ltd.の発行済株式の30.0%を取得し、持分法適用の関連会社といたしました。

7. 主要な事業内容

当企業集団の主要な事業は、H形鋼、鋼矢板、鋼製山留材、覆工板、敷鉄板等の建設工事に用いられる鋼材の賃貸および販売であり、その他にスチールセグメント、H形支保工等の加工品（製品）の製作加工・販売、仮設橋梁の賃貸・販売および施工、建設用機械、高所作業車等の賃貸を行っております。

また、特定建設業（土木工事業、建築工事業、鋼構造物工事業）および一般建設業（とび・土工工事業等）の国土交通大臣許可等を取得し、杭打抜工事、山留架設・解体工事、ソイルセグメント柱列壁工事等の設計および施工等を行っております。

8. 主要な営業所および工場

(1) 当社の主要な営業所および工場

本社	東京（本店）東京都文京区後楽二丁目5番1号
支店	北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、水戸（茨城県水戸市）、北関東（埼玉県さいたま市）、千葉（千葉県千葉市）、横浜（神奈川県横浜市）、新潟（新潟県新潟市）、名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府大阪市）、広島（広島県広島市）、四国（香川県高松市）、九州（福岡県福岡市）、南九州（鹿児島県鹿児島市）
営業所	旭川（北海道旭川市）、帯広（北海道帯広市）、いわき（福島県いわき市）、蘇我（千葉県千葉市）、北陸（石川県金沢市）、岡山（岡山県岡山市）、福山（広島県福山市）、松山（愛媛県松山市）、熊本（熊本県熊本市）、沖縄（沖縄県那覇市）
出張所	青森（青森県青森市）、盛岡（岩手県滝沢市）、秋田（秋田県秋田市）、山形（山形県天童市）、郡山（福島県郡山市）、群馬（群馬県高崎市）、静岡（静岡県静岡市）、長野（長野県長野市）、富山（富山県富山市）、宮崎（宮崎県宮崎市）
工場	北海道（北海道千歳市）、仙台（宮城県黒川郡）、東京（千葉県白井市）、長沼（千葉県千葉市）、日本海（新潟県新潟市）、名古屋（愛知県半田市）、大阪（大阪府大阪市）、中国（広島県三次市）、四国（香川県綾歌郡）、福岡（福岡県粕屋郡）、鹿児島（鹿児島県鹿児島市）
機械センター	富里（千葉県富里市）

(注) 当社は、2024年2月26日付で本店所在地を「東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号」から「東京都文京区後楽二丁目5番1号」へ変更しております。

(2) 子会社の主要な営業所

会社名	本社所在地
レンタルシステム株式会社	東京都文京区
トラック・エンド・メンテナンス・サービス株式会社	千葉県白井市
ジェコス設計株式会社	東京都文京区
ジェコス工事株式会社	東京都文京区
株式会社オトワコーエイ	静岡県沼津市
GECOSS VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム ホーチミン

(注) 1. レンタルシステム株式会社およびジェコス設計株式会社ならびにジェコス工事株式会社は、2024年2月26日、本社を東京都文京区へ移転いたしました。

2. 株式会社オトワコーエイは、2024年4月1日、本社を神奈川県横浜市へ移転いたしました。

9. 従業員の状況

従業員数	対前期末増減
1,385名	22名 増

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	670
三井住友信託銀行株式会社	400
農林中央金庫	330

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 97,500,000株
2. 発行済株式の総数 33,795,746株（自己株式1,116株を含む）
3. 当事業年度末の株主数 9,560名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
JFEスチール株式会社	16,079,000	47.6
JFE商事株式会社	2,965,000	8.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,721,600	5.1
ジェコス取引先持株会	1,052,500	3.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	752,300	2.2
ジェコス社員持株会	728,894	2.2
JFE商事資機材販売株式会社	522,720	1.5
JFE商事コイルセンター株式会社	510,983	1.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	502,500	1.5
乗松 真也	338,400	1.0

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 房 喜 幸	
代 表 取 締 役	岩 本 能 成	
取 締 役	石 澤 毅	
取 締 役	彦 坂 良 治	
取 締 役	清 宮 理	早稲田大学 名誉教授 一般財団法人沿岸技術研究センター 参与
取 締 役	浅 野 幹 雄	日東工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役 (常勤)	井 澤 信 之	
監査役 (常勤)	野 神 光 弘	
監 査 役	菊 池 きよみ	TMI総合法律事務所 弁護士 ニッセイアセットマネジメント株式会社 社外監査役 三菱ケミカルグループ株式会社 社外取締役 (指名委員、監査委員)
監 査 役	山 内 宏 和	JFEスチール株式会社 監査役事務局主任部員

- (注) 1. 取締役 清宮理および浅野幹雄の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 野神光弘および菊池きよみの両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 清宮理および浅野幹雄、監査役 菊池きよみの各氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

2. 執行役員の氏名等

(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
社 長 専務執行役員	野 房 喜 幸 岩 本 能 成	C E O 社長補佐、事務管理部、営業総括部、業務部、安全・防災・環境管理部、工事本部、工場総括部、工場部門、加工・橋梁事業本部の統括
専務執行役員	松 井 智 幸	東部事業本部の担当、兼東部事業本部長
常務執行役員	黒葛原 淳一	九州事業本部の担当、兼九州事業本部長
常務執行役員	金 子 勝 幸	工事本部の担当、兼工事本部長
常務執行役員	石 澤 毅	技術総括部、第1技術部、第2技術部の担当
常務執行役員	川 森 陽 一	加工・橋梁事業本部、中部事業本部の担当、兼加工・橋梁事業本部長、兼中部事業本部長
常務執行役員	田 村 拳 勝	東北・北海道事業本部の担当、兼東北・北海道事業本部長
執 行 役 員	新 井 紀 明	安全・防災・環境管理部の担当
執 行 役 員	宮 島 敏 彰	事務管理部、営業総括部、業務部の担当
執 行 役 員	岩 崎 伸 一	総務部、人事部、I C T推進部の担当
執 行 役 員	彦 坂 良 治	経営企画部、財務部、監査部の担当
執 行 役 員	内 海 信 武	西部事業本部の担当、兼西部事業本部長
執 行 役 員	出 山 勝 弘	工場総括部、工場部門の担当、兼東京工場長

(注) 2024年4月1日付で執行役員の担当が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担 当
社 長	野 房 喜 幸	C E O
常務執行役員	黒葛原 淳一	九州事業本部の担当、兼九州事業本部長
常務執行役員	石 澤 毅	安全・防災・環境管理部の統括、技術総括部、第1技術部、第2技術部の担当
常務執行役員	川 森 陽 一	加工・橋梁事業本部、中部事業本部の担当、兼加工・橋梁事業本部長、兼中部事業本部長
常務執行役員	田 村 拳 勝	東部事業本部の担当、兼東部事業本部長
常務執行役員	彦 坂 良 治	経営企画部、財務部、監査部の担当
執 行 役 員	新 井 紀 明	安全・防災・環境管理部の担当
執 行 役 員	宮 島 敏 彰	事務管理部、営業総括部、業務部の担当
執 行 役 員	岩 崎 伸 一	総務部、人事部、I C T 推進部の担当
執 行 役 員	内 海 信 武	西部事業本部の担当、兼西部事業本部長
執 行 役 員	出 山 勝 弘	工場総括部、工場部門の担当、兼加工・橋梁事業本部副本部長
執 行 役 員	五十嵐 信行	東北・北海道事業本部の担当、兼東北・北海道事業本部長
執 行 役 員	佐 伯 耕 一	工事本部の担当、兼工事本部長

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員および取締役会決議により選任された当社の管理職従業員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結（保険料は全額当社負担）し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して負担することになる損害賠償金および争訟費用等を補填することとしております。

4. 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を決議しております。

② 決定方針の内容の概要

- ・役員報酬は、株主総会、取締役会決議に基づき、固定報酬である月例報酬と会社業績指標として経常利益を反映した役員賞与で構成する。
- ・個々の取締役の報酬額は、業績を勘案して定めるものとし、社長に一任する。
- ・月例報酬は月々の支払とし、役員賞与は株主総会終了後、速やかに支払う。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等は、代表取締役社長である野房喜幸氏が、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行い、取締役会が決定した方針に沿って決定されていることから、取締役会としても、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2012年6月28日開催の第45回定時株主総会決議において取締役報酬限度額を月額15百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名であります。

また、2006年6月29日開催の第39回定時株主総会決議において監査役報酬限度額を月額6百万円としております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は4名です。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			人数
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	133百万円 (12百万円)	96百万円 (12百万円)	20百万円 (-)	16百万円 (-)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	42百万円 (23百万円)	39百万円 (21百万円)	- (-)	4百万円 (2百万円)	5名 (3名)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、本総会において決議予定の役員賞与であります。
 2. 役員報酬の一部である役員賞与は、業績連動報酬となっております。役員賞与については、中期経営計画の収益目標でもある経常利益を指標とした会社業績と個々の取締役の業績を評価して算定しております。なお、当事業年度を含む経常利益の推移は「Ⅰ 企業集団の現況に関する事項 5. 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
 3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(4) 取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 野房喜幸氏に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況等および当社との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
取締役	清宮 理	早稲田大学 一般財団法人沿岸技術研究センター	名誉教授 参与	特別な関係はありません。 特別な関係はありません。
取締役	浅野 幹雄	日東工業株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
監査役	菊池 きよみ	TMI総合法律事務所 ニッセイアセットマネジメント株式会社 三菱ケミカルグループ株式会社	弁護士 社外監査役 社外取締役 (指名委員、 監査委員)	特別な関係はありません。 特別な関係はありません。 特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席回数 / 在任中の開催回数		主な活動内容
		取締役会	監査役会	
取締役	清宮 理	17回/17回	—	深い学識や建設業界に関する豊富な知見に基づき、取締役会、技術・事業開発委員会において公正かつ客観的な立場から適切な発言を行っております。
取締役	浅野 幹雄	17回/17回	—	長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験に基づき、取締役会において、公正かつ客観的な立場から適切な発言を行っております。
監査役	野神 光弘	14回/14回	11回/11回	取締役会においては、必要に応じ、豊富な業務経験に基づき、社外監査役として公正かつ客観的な立場から適切な発言を適宜行っております。 監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について、必要に応じて意見を述べております。
監査役	菊池 きよみ	16回/17回	14回/14回	取締役会においては、必要に応じ、弁護士としての専門的知識と金融機関や他企業での社外役員としての豊富な経験に基づく適切な発言を適宜行っております。 監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について、必要に応じて意見を述べております。

(注) 社外監査役の野神光弘氏につきましては、2023年6月22日就任後の状況を記載しております。

(3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	清宮 理	取締役会や技術・事業開発委員会において、深い学識や建設業界に関する知識と豊富な見識に基づき、社外取締役としての独立した立場から、安全・品質管理をはじめ、経営に関する助言、リスクの指摘を行い、当社が期待する当社経営の監督およびガバナンス充実の役割を果たしております。
取締役	浅野 幹雄	取締役会において、長年にわたる会社役員としての企業経営に関する知識と豊富な見識に基づき、社外取締役としての独立した立場から、海外を含む事業展開の方向性をはじめ、経営に関する助言、リスクの指摘を行い、当社が期待する当社経営の監督およびガバナンス充実の役割を果たしております。

(4) 当社親会社等または当社親会社等の子会社等から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する当社親会社等または当社親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

43百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43百万円

- (注) 1. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準ずる場合、その他必要があると監査役会が判断したときは、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

V 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

当社は、取締役会において以下の「内部統制体制構築の基本方針」を決議しております。

「内部統制体制構築の基本方針」

当社の企業理念、グループ行動憲章ならびに定款、取締役会規程等をはじめとする、業務遂行に関わるすべての規範、規程、規則、指針、運用細則等（以下「諸規程・規則」）は包括的一体として、当社の内部統制体制を構成するものである。従い、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動に関わる法令変更あるいは社会環境の変化に従い、更に業務の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正が行われることにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めるものとする。

1. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 重要事項は取締役会において審議をすることとし、業務執行は代表取締役社長のもと、職務権限規程その他関係諸規程に則り、各業務担当執行役員がこれに当たるものとする。
- ② サステナビリティ委員会を設置し、内部統制システム構築に向け継続的見直しおよび整備を行うとともに、同委員会内に設置する意識・活動定着部会を中心に倫理ホットラインの適正な運用を図る。
- ③ 監査部により法令、規程等に則っているかの適正性の監査を行う。
- ④ 関係法令の改正等に対しては、各執行部門において適宜検証し、必要に応じ社内規程を改正するとともに、継続的に見直しをするほか、コンプライアンス等について社内教育を行う。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月定例的に開催する取締役会において重要事項を決定するほか各取締役の業務の執行状況について報告するとともに、必要に応じて経営会議等会議体の審議を経て、職務権限規程等に則り決定する。
- ② 取締役会等の会議体の審議の充実を図る。
- ③ 取締役会規程、職務権限規程、稟議規程等業務執行、意思決定に係わる社内規程を継続的に整備し、効率的業務の執行がなされるよう図る。
- ④ 重要事項について取締役会その他で意思決定をする際には、関係する執行部門の意見を聴取するほか必要かつ適切な情報が提供されるよう図る。

- (3) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
- ① 取締役会議事録を作成するとともに、意思決定、職務の執行に係わる情報は、稟議規程、JFEグループ文書管理規程に則り、検索可能な状態で適正に保存、管理する。
 - ② 職務の執行上取扱う情報等は、JFEグループ秘密情報管理規程、個人情報管理規程およびJFEグループ情報セキュリティ管理規程のほか、関連諸規程に則り適正に管理する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 業務執行上のリスクに関しては、業務担当執行役員の指示のもと継続的にその把握と対応に努めることとしており、重要事項に関しては必要に応じて関連諸規程に従い取締役会等において審議検討することとする。
 - ② 上記①のほかサステナビリティ委員会と同委員会内に設置する人事労働部会、安全・防災・環境・BCP部会、内部統制・コンプライアンス部会、グループ環境部会、意識・活動定着部会等により全社横断的にリスクの把握に努める。
 - ③ 情報開示体制を整備し、適正な情報開示に努める。
 - ④ 災害、事故等のリスクに関してはリスク管理規程を制定しリスク管理体制の充実を図る。
- (5) 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、JFEホールディングス株式会社およびJFEスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するJFEグループとしての、倫理法令遵守、リスク管理、財務報告・情報開示などの体制のなかに、当社および当社傘下のグループ会社の体制が組み込まれることにより、企業集団としての体制が構築されている。当社は、当社および当社傘下のグループ会社から形成する企業グループ全体として内部統制体制を構築する。
 - ② 当社は、グループ経営に関する重要事項ならびに当社傘下のグループ会社の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、当社取締役会規程や当社が定める国内関係会社管理規程、海外関係会社管理規程等により決定手続等を定め、適切な会議体において審議・決定し、または報告を受ける。
 - ③ 当社は、親会社が設置するグループ・コンプライアンス委員会のもと、サステナビリティ委員会を設置し、当社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督するとともに、親会社のグループ・コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。当社傘下のグループ会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および性質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。
 - ④ 当社は、倫理ホットラインについて、当社および当社傘下のグループ会社を含むグループ全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として、当社の使用人のほか当社傘下のグループ会社の使用人等も利用者として整備し、適

切に運用する。

- ⑤ 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社および当社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について監査する。
- ⑥ 当社および当社傘下のグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

2. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役と事前に協議し、使用人を配置する。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室の使用人人事に関しては監査役と協議する。
- (3) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人は、監査役の指揮命令下で監査役監査に関する業務を行う。
- (4) 監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役、執行役員および使用人は取締役会ほかの重要会議の開催を監査役に通知し、監査役はそれら重要な会議に出席し報告を受けることができるものとする。
 - ② 取締役、執行役員および使用人は必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況（当社および当社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む）を報告する。当社傘下のグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。
 - ③ 当社は、倫理ホットラインについて、監査役に対して直接通報または相談を行うことができる制度として整備する。また、倫理ホットライン事務局等が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して、その都度内容を報告する。
- (5) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、倫理ホットラインについて、監査役に法令違反行為等を通報または相談した者および通報または相談された法令違反行為等を監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないことを規程に定め適切に運用する。
- (6) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払いまたは償還に応じる。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、当社傘下のグループ会社調査、当社傘下のグループ会社監査役との連携等、監査役が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
- ② 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果（当社または当社傘下のグループ会社の重要事項を含む）について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

(注) 内部統制体制構築の基本方針につきましては、当事業年度末日現在で記載しておりますが、「I 企業集団の現況に関する事項 6. 重要な親会社および子会社等の状況 (1)親会社の状況」に記載のとおり、当社はJFEホールディングス株式会社およびJFEスチール株式会社ならびにみずほリース株式会社それぞれの持分法適用関連会社となりました。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制につき、「内部統制体制構築の基本方針」に従い、以下のとおり整備・運用いたしております。

(1) 取締役等の職務執行および内部監査にかかる体制

- ① 当社の経営に関する重要事項および当社傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規程、経営会議規程において決定手続きを明確に定め、同手続きに従い取締役会および経営会議で十分な審議を経たうえで決定・報告を行っております。当期中は取締役会を17回、経営会議を13回開催いたしました。
- ② 取締役・執行役員・使用人の職務権限について、当社の社内規程において明確に定め、同規程を遵守しております。
- ③ 内部監査部署において業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について適切に監査を実施しております。

(2) リスク管理・コンプライアンスにかかる体制

- ① コンプライアンス体制の整備・推進を目的に、サステナビリティ委員会を当期中4回開催しております。また、同委員会の議事内容は社内掲示を行い、周知を図っております。
そして、同委員会内で運営される、人事労働部会、安全・防災・環境・BCP部会、内部統制・コンプライアンス部会、グループ環境部会、意識・活動定着部会において、リスクの把握に努めるとともに個別の具体的なテーマを取り上げ、研修等必要な施策を実施しております。

本年度の各部会の実施状況は以下のとおりです。

- a. 人事労働部会では、企業価値向上に向けて人的資本に関する様々な課題に対して、施

策を検討・実施しております。

- b. 安全・防災・環境・BCP部会では、当社における安全・防災・環境・BCPの現況を把握し、必要な対策を検討・実施しております。
- c. 内部統制・コンプライアンス部会では、内部監査部署が実施した内部統制、リスクマネジメントの評価および内部統制、コンプライアンスに関わる問題点について、必要な対策の検討、水平展開の実施等の活動を行っております。
- d. グループ環境部会では、鋼材のリユースを中心とした事業モデルのさらなる進展を図るとともに、温室効果ガスの排出削減に向け、排出量算定および削減目標の設定、各種施策立案・進捗管理ならびにTCFD提言に基づく情報開示等の活動を行っております。
- e. 意識・活動定着部会では、SDGsへの取り組み推進や、コンプライアンスに関する各種研修等を中心としたサステナビリティ課題に関わる活動全般の定着に向けた取り組みを検討・実施しております。

- ② 当社および当社傘下のグループ会社の従業員等が利用できる内部通報制度として「倫理ホットライン」を整備し、通報・相談者の不利益取扱い禁止に関する規程の遵守を含め、適切に運用しております。なお、担当部署が受けた通報・相談は、監査役へ報告するとともに、取締役会において運用状況の報告を行っております。

(3) 情報の保存・管理にかかる体制

- ① 取締役会および経営会議での審議資料・議事録について、関係する法令および社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。
- ② 社内において作成された決裁書等、職務執行に係る重要な文書について、社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。

(4) 監査役に関する体制

- ① 監査役の指揮命令下において監査役の職務を補助する使用人を置き、当該使用人について取締役からの独立性を確保しております。
- ② 監査役監査の実効性を確保するため、取締役会への出席のほか、監査役については経営会議、サステナビリティ委員会等に出席し、執行状況が確認できる体制としております。また、監査役に対し、各部門の業務の執行状況について定期的に報告を行っております。
- ③ 監査役の職務執行に係る費用について、予算措置を講じ必要な費用を確保しております。
- ④ 当社の監査役は、当社の内部監査部署から監査結果について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人との間でも定期的かつ必要時に報告聴取・意見交換等を行うなど、内部監査部署・会計監査人それぞれと緊密な連携を図っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	68,724	流動負債	39,922
現金及び預金	1,135	支払手形及び買掛金	20,399
受取手形	2,078	電子記録債務	8,519
売掛金	27,279	短期借入金	1,970
電子記録債権	9,441	未払法人税等	1,307
建設仮設材	22,391	賞与引当金	1,231
商品	3,094	役員賞与引当金	26
製品	988	受注損失引当金	68
仕掛品	1,261	その他	6,402
原材料及び貯蔵品	765	固定負債	4,204
その他	310	長期借入金	632
貸倒引当金	△18	繰延税金負債	1,310
固定資産	38,321	再評価に係る繰延税金負債	1,578
有形固定資産	24,595	役員退職慰労引当金	120
賃貸用建設機械	5,308	退職給付に係る負債	512
建物及び構築物	3,783	その他	51
機械装置及び運搬具	1,982	負債合計	44,126
土地	12,907	(純資産の部)	
その他	616	株主資本	61,612
無形固定資産	2,122	資本金	4,398
のれん	1,063	資本剰余金	4,592
その他	1,058	利益剰余金	52,624
投資その他の資産	11,604	自己株式	△1
投資有価証券	5,660	その他の包括利益累計額	1,302
退職給付に係る資産	4,124	その他有価証券評価差額金	1,312
その他	1,936	土地再評価差額金	△992
貸倒引当金	△118	為替換算調整勘定	7
		退職給付に係る調整累計額	975
		非支配株主持分	4
		純資産合計	62,918
資産合計	107,044	負債・純資産合計	107,044

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		128,194
売上原価		106,129
売上総利益		22,065
販売費及び一般管理費		15,821
営業利益		6,244
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	101	
持分法による投資利益	187	
固定資産売却益	21	
その他	57	388
営業外費用		
支払利息	20	
固定資産処分損	7	
その他	4	30
経常利益		6,602
特別損失		
本社移転費用	188	
災害による損失	7	195
税金等調整前当期純利益		6,407
法人税、住民税及び事業税	1,892	
法人税等調整額	101	1,993
当期純利益		4,414
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		4,414

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	百万円 4,398	百万円 4,592	百万円 49,460	百万円 △0	百万円 58,449
当期変動額					
剰余金の配当			△1,250		△1,250
親会社株主に帰属する当期純利益			4,414		4,414
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	3,164	△1	3,163
当期末残高	4,398	4,592	52,624	△1	61,612

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	百万円 1,146	百万円 △1,000	百万円 14	百万円 492	百万円 651	百万円 3	百万円 59,104
当期変動額							
剰余金の配当							△1,250
親会社株主に帰属する当期純利益							4,414
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	166	8	△7	484	651	1	651
当期変動額合計	166	8	△7	484	651	1	3,814
当期末残高	1,312	△992	7	975	1,302	4	62,918

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称は、レンタルシステム(株)であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称は、協友リース(株)、FUCHI Pte. Ltd.であります。

当連結会計年度において、FUCHI Pte. Ltd.の発行済株式の30%を2023年6月1日に取得し、持分法適用関連会社としております。

持分法を適用していない関連会社の数 1社

関連会社である北日本建材リース(株)につきましては、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である(株)オトワコーエイの決算日は2月末日であり、ベトナム現地法人GECOSS VIETNAM COMPANY LIMITEDの決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない 株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- ・市場価格のない 株式等 移動平均法による原価法

② 建設仮設材の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価から定額法により計算した減耗費を控除する方法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ その他の棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

④ 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに連結子会社が保有する賃貸用建設機械については定額法

(ロ) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、のれんについては効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（10年）にわたり均等償却

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めのあるものは当該残価保証額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 従業員及び執行役員（取締役である執行役員を除く）の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- (ハ) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (ニ) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる受注契約について損失見込額を計上しております。
- (ホ) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、重仮設事業において、主として建設仮設材及び関連商品群の賃貸・販売、仮設工事の施工を行うほか、建設機械事業においては、主として賃貸用建設機械の賃貸を行っており、ともに財・サービスの引き渡し、提供を履行義務として認識しております。

(イ) 販売に係る収益

原則として顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しておりますが、国内の取引については出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引において当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロ) 賃貸及び工事に係る収益

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、賃貸については顧客による財の使用期間に応じて、工事については工事契約における履行義務の充足にかかる進捗度をインプット法により測定し収益を認識しております。

なお、工事契約において進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。また、買戻条件が付された建設仮設材の取引に係る収益の認識方法においては、顧客から受け取ると見込まれる対価の額を、見積もった顧客の使用予定期間にわたって収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日。以下「本実務対応報告」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。)第1条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示に関する取扱いに従って、本実務対応報告が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。この適用による連結計算書類への影響はありません。

連結貸借対照表注記

1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 34,996百万円
3. 受取手形裏書譲渡高 59百万円
4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る繰延税金負債を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - ・再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号及び第4号に定める方法によっております。

- ・再評価を行った年月日…2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の時価の下落による当連結会計年度末における再評価後の帳簿価額との差額…4,025百万円

5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高…1,592百万円

6. 連結会計年度末日満期手形等の会計処理

連結会計年度末日満期手形等の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。当連結会計年度末日（金融機関休業日）が満期日にあたり同日決済されたものとして処理した満期手形等の金額は次のとおりであります。

受取手形	215百万円
電子記録債権	1,227百万円
支払手形	98百万円
電子記録債務	1,573百万円

連結損益計算書注記

1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 災害による損失
2024年1月に発生した令和6年能登半島地震による工場設備被害の復旧費用であります。

連結株主資本等変動計算書注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	33,795,746株	－株	－株	33,795,746株

2. 新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	676	20	2023年3月31日	2023年6月23日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	575	17	2023年9月30日	2023年12月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	777	利益剰余金	23	2024年3月31日	2024年6月21日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等及びJ F Eホールディングス(株)に対する預け金に限定しております。また、資金調達については銀行借入及びファイナンス・リース取引等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資及び長期運転資金に必要な資金調達を目的としたものであります。なお、返済日及び償還日は決算日後、最長で6年後であります。

また、営業債務や借入金及びリース債務は、流動性リスクを認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等を定期的モニタリングし、信用度合に応じて与信限度枠を設定することで不良債権の発生防止に努める体制を取っております。連結子会社についても、当社の信用管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式は、投資取扱規程に従って、定期的に時価や投資先の財務状況等を把握するとともに、投資効果を勘案して保有状況を見直すことで市場リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各部署からの報告に基づき、財務部が資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	2,313	2,313	－
資産計	2,313	2,313	－
長期借入金（1年以内に返済予定 の長期借入金を含む）	1,802	1,801	△1
負債計	1,802	1,801	△1

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項
資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、以下のとおりであります。

- ① 売買目的有価証券
該当事項はありません。
- ② 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
- ③ その他有価証券

種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	2,304	411	1,893
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	2,304	411	1,893
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	8	9	△1
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	8	9	△1
合計	2,313	421	1,892

- ④ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2） 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	206

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

（注3） 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,135	—	—	—
受取手形	2,076	—	—	—
売掛金	27,264	—	—	—
電子記録債権	9,439	—	—	—
預け金	—	—	—	—
合計	39,915	—	—	—

(注4) 短期借入金及び長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	800	—	—	—	—	—
長期借入金	1,170	15	585	15	15	2
合計	1,970	15	585	15	15	2

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2,313	—	—	2,313
資産計	2,313	—	—	2,313
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	－	－	－	－
資産計	－	－	－	－
長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	－	1,801	－	1,801
負債計	－	1,801	－	1,801

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	重仮設事業	建設機械事業	計
一時点で移転される財及びサービス	75,524	4,936	80,460
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	39,104	8,630	47,734
顧客との契約から生じる収益	114,628	13,567	128,194
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	114,628	13,567	128,194

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するために基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4.会計方針に関する事項 ⑦収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	42,758
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	38,798
契約負債（期首残高）	1,486
契約負債（期末残高）	1,592

- (注) 1. 契約負債は、主に、重仮設事業における顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 前受金は連結貸借対照表の「その他の流動負債」に計上しております。
3. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,482百万円であります。
4. 過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(例えば、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,861円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 130円61銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

(株式取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、シンガポールとマレーシアにおいて重仮設業を行うFUCHI Pte. Ltd. (以下、「FUCHI社」) の発行済株式の30%を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。また、2023年6月1日にFUCHI社の株式を取得し、同社を持分法適用関連会社化いたしました。

1. 株式取得の理由

FUCHI社はシンガポールとマレーシアを拠点に重仮設業を展開しております。同社はSingapore Structural Steel Societyの最高グレード認証資格であるS1を取得するなど高い技術力を有し、MRT (シンガポールの都市高速鉄道) 建設工事を中心に多くの地下工事を手掛けております。

シンガポールの事業環境は、公共工事を中心とした安定需要が今後も見込め、当社グループの中長期的な成長戦略に必要な海外事業展開を推進していくにあたって、最適な市場と考えております。

当地において高い技術力と顧客基盤を有するFUCHI社と、当社グループの国内営業ネットワークやオペレーション手法を組み合わせることにより、事業拡大のシナジー創出も期待できることから、将来的な子会社化を視野に入れたうえで、今般、本件株式を取得することといたしました。

2. 被取得企業の概要

(1) 名称	FUCHI Pte. Ltd.
(2) 所在地	12 Arumugam Road, #04-01 LTC Building B, Singapore
(3) 代表者の役職・氏名	Chairman Liao Jen Jun (廖人俊)
(4) 事業内容	重仮設業
(5) 資本金	4,000千SGD (シンガポールドル)
(6) 設立年月日	2007年11月12日

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株
(2) 取得株式数	1,200,000株
(3) 取得価額	14,664千SGD 取得価額は契約に定める価格調整を反映させる前の金額となります
(4) 異動後の所有株式数	1,200,000株（議決権所有割合：30.0%）

4. 契約締結日及び株式取得日

(1) 契約締結日	2023年4月26日
(2) 株式取得日	2023年6月1日

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

ジェコス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 哲也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 脇本 恵一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェコス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェコス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	64,931	流動負債	36,446
現金及び預金	502	支払手形	1,008
受取手形	1,728	電子記録債務	6,482
売掛金	24,919	買掛金	17,147
電子記録債権	9,078	短期借入金	1,930
建設仮設材	22,338	未払金	1,813
商品	3,088	未払費用	324
製品	988	未払法人税等	1,148
仕掛品	1,261	前受金	1,588
原材料	751	預り金	3,741
前払費用	104	賞与引当金	1,086
短期貸付金	60	役員賞与引当金	20
その他	118	受注損失引当金	68
貸倒引当金	△2	その他	90
固定資産	29,061	固定負債	2,926
有形固定資産	17,026	長期借入金	570
賃貸用建設機械	0	繰延税金負債	615
建物	1,989	再評価に係る繰延税金負債	1,578
構築物	790	退職給付引当金	98
機械及び装置	1,304	役員退職慰労引当金	65
車両運搬具	31		
工具、器具及び備品	263	負債合計	39,372
土地	12,542	(純資産の部)	
建設仮勘定	107	株主資本	54,336
無形固定資産	619	資本金	4,398
ソフトウェア	516	資本剰余金	4,596
電話加入権	28	資本準備金	4,596
その他	74	利益剰余金	45,344
投資その他の資産	11,416	利益準備金	490
投資有価証券	2,471	その他利益剰余金	44,854
関係会社株式	4,829	買換資産特定積立金	39
関係会社長期貸付金	612	別途積立金	14,838
破産更生債権等	14	繰越利益剰余金	29,977
長期前払費用	8	自己株式	△1
前払年金費用	2,709	評価・換算差額等	284
その他	882	その他有価証券評価差額金	1,284
貸倒引当金	△109	土地再評価差額金	△1,000
資産合計	93,992	純資産合計	54,620
		負債・純資産合計	93,992

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		112,012
売上原価		93,725
売上総利益		18,287
販売費及び一般管理費		12,358
営業利益		5,930
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	409	
固定資産売却益	16	
その他	34	482
営業外費用		
支払利息	16	
固定資産処分損	3	
その他	2	22
経常利益		6,389
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	29	
子会社株式売却益	135	163
特別損失		
本社移転費用	182	
災害による損失	7	190
税引前当期純利益		6,363
法人税、住民税及び事業税	1,665	
法人税等調整額	173	1,839
当期純利益		4,524

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				買換資産 特定積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	百万円 4,398	百万円 4,596	百万円 490	百万円 47	百万円 14,838	百万円 26,752	百万円 42,127	百万円 △0	百万円 51,120
当期変動額									
剰余金の配当						△1,250	△1,250		△1,250
買換資産特定積立金の取崩				△9		9	-		-
当期純利益						4,524	4,524		4,524
自己株式の取得								△1	△1
会社分割による減少						△57	△57		△57
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	△9	-	3,225	3,217	△1	3,216
当期末残高	4,398	4,596	490	39	14,838	29,977	45,344	△1	54,336

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	百万円 1,127	百万円 △1,000	百万円 126	百万円 51,247
当期変動額				
剰余金の配当				△1,250
買換資産特定積立金の取崩				-
当期純利益				4,524
自己株式の取得				△1
会社分割による減少				△57
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	157		157	157
当期変動額合計	157	-	157	3,373
当期末残高	1,284	△1,000	284	54,620

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

・市場価格のない
株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない
株式等

移動平均法による原価法

2. 建設仮設材の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価から定額法により計算した減耗費を控除する方法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. その他の棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 製品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ハ) 仕掛品 個別法による原価法（一部、移動平均法による原価法）（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ニ) 原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

(ロ) 無形固定資産	定額法
(ハ) リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めのあるものは当該残価保証額、それ以外のものは零とする定額法によっております。
5. 引当金の計上基準	
(イ) 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。
(ロ) 賞与引当金	従業員及び執行役員（取締役である執行役員を除く）の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
(ハ) 役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(ニ) 受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる受注契約について損失見込額を計上しております。

(ホ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(ヘ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、主として建設仮設材及び関連商品群の賃貸・販売、仮設工事の施工を行っており、財・サービスの引き渡し、提供を履行義務として認識しております。

(イ) 販売に係る収益

原則として顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しておりますが、国内の取引については出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引において当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロ) 賃貸及び工事に係る収益

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、賃貸については顧客による財の使用期間に応じて、工事については工事契約における履行義務の充足にかかる進捗度をインプット法により測定し収益を認識しております。

なお、工事契約において進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。また、買戻条件が付された建設仮設材の取引に係る収益の認識方法においては、顧客から受け取ると見込まれる対価の額を、見積もった顧客の使用予定期間にわたって収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

7. 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日。以下「本実務対応報告」という。)を当事業年度の期首から適用し、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。)第1条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示に関する取扱いに従って、本実務対応報告が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。この適用による計算書類への影響はありません。

貸借対照表注記

1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 関係会社に対する債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	379百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,464百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 16,628百万円
4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る繰延税金負債を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - ・再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び第4号に定める方法によっております。
 - ・再評価を行った年月日…2002年3月31日
 - ・再評価を行った土地の時価の下落による当事業年度末における再評価後の帳簿価額との差額…4,025百万円
5. 事業年度末日満期手形等の会計処理
事業年度末日満期手形等の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。当事業年度末日（金融機関休業日）が満期日にあたり同日決済されたものとして処理した満期手形等の金額は次のとおりであります。

受取手形	180百万円
電子記録債権	1,213百万円
支払手形	98百万円
電子記録債務	1,581百万円

損益計算書注記

- 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
- 関係会社との取引高
売上高 1,005百万円
仕入高 3,418百万円
その他の営業取引高 345百万円
営業取引以外の取引高 468百万円
- 関係会社貸倒引当金戻入額
当社の連結子会社であるトラック・エンド・メンテナンス・サービス(株)に対するものであります。
- 子会社株式売却益
当社の連結子会社であるレンタルシステム(株)の自己株式取得に応じた際の株式譲渡に係る売却益です。
- 災害による損失
2024年1月に発生した令和6年能登半島地震による工場設備被害の復旧費用であります。

株主資本等変動計算書注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	205株	911株	－株	1,116株

(変動事由の概要)

- 増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
収益認識基準変更	256
賞与引当金	332
貸倒引当金	15
会員権評価損	80
未払事業税	72
未払社会保険料	44
役員退職慰労引当金	20
子会社株式	19
その他	161
繰延税金資産小計	998
評価性引当額	△129
繰延税金資産合計	869
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	566
前払年金費用	829
その他	91
繰延税金負債合計	1,485
繰延税金負債の純額	615

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	JFEホールディングス(株)	(被所有) 間接 59.50	資金の預け先	資金の預入	△3,500	預け金	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を勘案して価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。
2. 資金の預入については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。
3. 資金の預入の取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	JFE商事鉄鋼建材(株)	—	大口仕入先	商品の仕入等	12,293	買掛金	6,970
			商品の販売先	商品の販売等	1,053	売掛金	161
親会社の子会社	JFE西日本ジーエス(株)	—	商品の貸出先	商品の賃貸等	2,519	売掛金	957

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を勘案して価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,616円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 133円87銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

ジェコス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 哲也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 脇本 恵一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェコス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている親会社との取引（会社法施行規則第118条第5号イおよびロに掲げる事項）については、その内容について確認いたしました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けたほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびこれらの附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社と親会社との取引に関して、指摘すべき事項は認められません。また、親子会社間取引について、基本的に市場価格で行っていることから、当社の利益を害さないように留意しているものと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

ジェコス株式会社 監査役会

監査役（常勤）井澤 信之 ㊟

監査役（常勤）野 神 光 弘 ㊟

監査役 菊池 きよみ ㊟

監査役 山内 宏和 ㊟

(注) 監査役 野神光弘および監査役 菊池きよみは、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

